

昭和二十七年厚生省令第四十三号

日本赤十字社法施行規則

日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）に基き、及び同法を実施するため、日本赤十字社法施行規則を次のように定める。

（定款変更認可申請手続）

第一条 日本赤十字社は、日本赤十字社法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる書類を添附して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 定款変更の条項（新旧の比較対照表をあわせて記載すること。）及び定款変更の理由を記載した書類

二 定款に定める手続を経たことを証明する書類

2 前項の定款の変更が、日本赤十字社が新たに事業を経営する場合に係るものときは、同項に規定するもののほか、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業の種類及び内容を記載した書類

二 開始後二年間の事業計画及びこれに伴う当該年度の収支予算書

三 事業経営に必要な資産調査

3 前二項の認可申請書類には、副本二通を添附しなければならない。

（助成申請手続）

第二条 日本赤十字社は、法第三十九条第一項の規定による国の助成を申請しようとするときは、申請書に左に掲げる書類を添附して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 助成を必要とする理由書

二 助成を受ける施設又は設備の整備計画書及びこれに伴う収支予算書

三 別に地方公共団体から助成を受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類

四 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（登記の届出）

第三条 日本赤十字社は、独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の規定により登記したときは、登記の事項及び登記の年月日を記載した届書を、すみやかに厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出が、代表権を有する者の就任による変更の登記の場合に係るものであるときは、前項の届書に代表権を有する者の履歴書を添附しなければならない。

（事業年度末の報告）

第四条 日本赤十字社は、毎事業年度終了後五箇月以内に業務報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（立入検査票）

第五条 法第三十六条第二項の規定による当該職員の携帯すべき証票は、別記様式による。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、附則第十項の規定は、法附則第一項の政令で定める日から施行する。

（社会福祉事業経営認可申請手続）

4 旧法人は、法附則第七項の規定により社会福祉事業の経営の認可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 施設の名称、位置及び種類

二 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権限

三 事業経営に必要な資産

四 取扱定員

五 事業開始の予定年月日

六 施設の管理者及び経営を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 要援護者に対する処遇の方法

八 経理の方針

九 開始後二年間の事業計画及びこれに伴う当該年度の収支予算

5 第一条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（臨時の寄附金募集の届出）

6 法附則第十一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

一 寄附金募集を必要とする理由

二 寄附金募集の地域、期間、方法及び目標額

三 寄附金募集に要する経費
四 寄附金の使途

(寄附金募集結果報告)

7 法附則第十項の規定による報告は、当該寄附金の募集期間を終了した後三箇月以内に、法附則第十二項の規定による報告は、当該寄附金の募集期間を終了した後二箇月以内にするものとする。
(日本赤十字社に関する規定)

8 前四項の規定は、日本赤十字社に関する規定とする。

附 則 (昭和三十九年五月九日厚生省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月二六日厚生省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

(表)

第 号 所属庁 職 名 氏 名 生年月日 立 入 検 査 票 令和 年 月 日 交付 厚生労働省 印	写真、 ちよう、 ふ 厚生労働省印
--	--

(裏)

この証票を携帯する者は、日本赤十字社法第三十六条の規定により立入検査を行う職権を有するものである。

日本赤十字社法抜すい

第三十六条 厚生労働大臣は、日本赤十字社に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 この用紙の規格は、B7とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。